

令和5・6年度地域若者サポートステーション事業に係る評価項目及び評価基準

1 選考基準

別紙により、各委員が評価項目に評価点を記載する。

2 決定方法について

(1) 入札参加希望者から入札された価格及び技術等をもって、次の要件に該当する者のうち3に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札額が、予定価格の制限の範囲内であること。

イ 入札に係る技術等が入札の公告(これらに係る入札説明書を含む。以下同じ。)において明らかにした技術等の要求要件(以下「技術的要件」という。)のうち必須とされた項目の最低限の要求要件をすべて満たしていること。

(2) 前項の数値が最も高い者が2者以上ある場合は、直ちに入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

3 総合評価の方法

(1) 入札価格及び技術等に対する総合評価の得点配分の割合は、次の規定するところによるものとする。

【得点配分】

総得点：450点

価格点：150点

技術点：300点

価格と同等に評価できない項目 150点 (評価項目※1)

価格と同等に評価できる項目 150点 (評価項目※2)

(2) 入札価格の評価方法については、入札価格を予定価格で除して得た値を1から減じた値に150点を掛けて得た値とする。

計算式： $(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times 150$

(3) 技術点の評価方法については、次のとおりとする。

ア 評価の対象とする技術的要件については、当該調達目的及び内容に応じ、事務、事業上の必要性等の観点から評価項目を設定し、これを必須とする項目とそれ以外の項目とに区分する。

イ 必須とする項目については、項目ごとに最低限の要求要件を示し、要件を充足している場合には配分された点数を与え、充足していない場合は0点となる。

なお、1つでも要件を充足できないとみなされ、0点となった項目がある場合は、その応募者は不合格となる。

ウ 必須とする項目以外の項目については、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

エ 各評価項目に対する得点配分は、その必要度重要度に応じて定める。

オ 創造性又は新規性等の価格と同等に評価できない項目の内容の履行を確保する観点から、価格と同等に評価できる項目についての評価を行うものとする。

カ 複数の評価者が評価を行うため、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する。ただし、別紙「評価基準」に記載される評価項目のうち必須とされた各項目について、各委員が1名でも0点とした場合は、技術点の算出を行わない。

(4) 価格及び技術等に係る総合評価は、入札者の入札価格の得点に当該入札者の申込みに係る技術等の各評価項目の得点の合計を加えて得た数値をもって行う。

令和5・6年度地域若者サポートステーション事業に係る提案書技術審査委員会 評価項目

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点150点、技術点300点)

集中訓練プログラム実施分

I 価格点 (価格点＝(1－入札価格／予定価格)×150点)

II 技術点

Table with columns: 評価項目, 提案要求事項, 得点配分 (基礎点(必須), 加点(任意), 合計). Rows include categories like 事業の実施方針, 相談支援窓口の整備, 相談支援事業, 若年無業者等集中訓練プログラム事業, 組織としての体制・経験・能力, 業務従事予定者の経験・能力, ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標, 賃上げの実施の表明した企業等に係る指標.

※1 価格と同等に評価できない項目：150点

※2 価格と同等に評価できる項目：150点

(注1) 基礎点(必須)項目は、3段階評価(優れている、普通、劣る)とする。

- 基礎点(必須)項目が、1項目でも0点となった場合は、その応募者は不合格となる。
15点満点の項目：優れている＝15点、普通＝6点、劣る＝0点
9点満点の項目：優れている＝9点、普通＝3点、劣る＝0点
6点満点の項目：優れている＝6点、普通＝2点、劣る＝0点

(注2) 加点(任意)項目は、5段階評価(特に優れている、優れている、普通、やや劣る、劣る)とする。

- 35点満点の項目：特に優れている＝35点、優れている＝21点、普通＝14点、やや劣る＝7点、劣る＝0点
20点満点の項目：特に優れている＝20点、優れている＝12点、普通＝8点、やや劣る＝4点、劣る＝0点
15点満点の項目：特に優れている＝15点、優れている＝9点、普通＝6点、やや劣る＝3点、劣る＝0点
10点満点の項目：特に優れている＝10点、優れている＝6点、普通＝4点、やや劣る＝2点、劣る＝0点
6点満点の項目：特に優れている＝6点、優れている＝4点、普通＝2点、やや劣る＝1点、劣る＝0点
5点満点の項目：特に優れている＝5点、優れている＝3点、普通＝2点、やや劣る＝1点、劣る＝0点

令和5・6年度地域若者サポートステーション事業に係る提案書技術審査委員会 評価項目

(価格点：技術点＝1：2、得点配分 価格点150点、技術点300点)

I 価格点 (価格点＝(1－入札価格／予定価格)×150点)

II 技術点

評価項目	提案要求事項	得点配分		
		基礎点 (必須)	加点 (任意)	合計
1 事業の実施方針		0点 / 15点	0点 / 0点	0点 / 15点
(1) 事業の目的・趣旨の理解	事業の目的及び趣旨を理解し、事業目標の達成に向けて、公正・中立的な立場で事業を実施できる。	/ 15点		0点 / 15点 ※1
2 相談支援窓口の整備		0点 / 9点	0点 / 26点	0点 / 35点
(1) 設置場所・開所日・開所時間	利用者が利用しやすい場所(交通至便な場所、関連機関が複数入居する場所など)に設置するとともに、適切な開所日・開所時間を設定している。	/ 9点		0点 / 9点 ※2
(2) 在職者の利用促進	定着・ステップアッププログラムを実施するため、在職者が利用しやすい開所日・開所時間を設定するなど、利用促進に向けた内容となっている。		/ 6点	0点 / 6点 ※2
(3) 簡易な窓口の設置及び定期的な出張相談の実施	地域の実情を踏まえ、地方自治体や関係機関等への簡易な窓口の設置や定期的な出張相談の実施を設定している。		/ 10点	0点 / 10点 ※2
(4) オンライン支援の環境整備	オンラインによる個別相談支援やセミナーの開催等が実施可能な環境を整備するとともに、支援対象者のニーズも踏まえた利用動向を図る内容となっている。		/ 10点	0点 / 10点 ※2
3 相談支援事業		0点 / 0点	0点 / 85点	0点 / 85点
(1) 基本プログラム	就職活動の準備段階に必要なプログラムが効果的に設定されている。		/ 10点	0点 / 10点 ※2
(2) 高校中途退学者等アウトリーチプログラム	高校中途退学者等の情報把握のための仕組みが設定されており、サポステへの適切な誘導を図る内容となっている。		/ 10点	0点 / 10点 ※2
(3) キャリアコンサルティングプログラム	就職活動における実践的なプログラムが効果的に設定されている。		/ 10点	0点 / 10点 ※2
(4) 職場体験プログラム	支援対象者のニーズを踏まえた効果的なプログラムが設定されている。		/ 10点	0点 / 10点 ※2
(5) 定着・ステップアッププログラム	支援対象者のニーズを踏まえた効果的なプログラムが設定されている。		/ 10点	0点 / 10点 ※2
(6) 就職氷河期世代の支援	福祉機関へのアウトリーチなど、就職氷河期世代(40歳代無業者等)の方によるサポステの利用を促進するための取組を行うとともに、就職氷河期世代の方が利用しやすいプログラムの設定など、就職氷河期世代の方に対する効果的な就労支援が設定されている。		/ 10点	0点 / 10点 ※1
(7) 周知・広報	新たな支援対象者の掘り起こしのため、効果的に周知・広報が設定されている。		/ 10点	0点 / 10点 ※1
(8) 独自の取組・工夫	相談支援事業を効果的・効率的に実施するため、受託団体独自の取組・工夫が設定されている。		/ 15点	0点 / 15点 ※1
4 組織としての体制・経験・能力		0点 / 15点	0点 / 80点	0点 / 95点
(1) 事業実施のための人員体制	事業実施のために必要な人員を確保するとともに、効果的・効率的な人員配置(経験・能力に応じた配置など)になっている。	/ 9点		0点 / 9点 ※2
(2) 経理処理能力	支出に係る証憑書類等の整理・保管体制等、一般的な経理処理能力を有している。	/ 6点		0点 / 6点 ※2
(3) 就労支援の経験・能力	過去3年以内に若者の就労支援に関する事業を実施するなど、「若年無業者等の就労支援」に関する知見・ノウハウ・専門性を有している。		/ 20点	0点 / 20点 ※1
(4) 地域における活動実績	過去3年以内に、当該地域(サポステ事業の実施地域内)において相談支援の拠点を設置するなど若者等の自立支援に係る活動実績(3)の事業を除く)が認められる。		/ 15点	0点 / 15点 ※1
(5) 関係機関(地方公共団体等)との連携体制	地方公共団体から推薦書の交付を受けているなど、地域における若者自立支援機関等関係機関とのネットワークを構築している又は構築が見込まれるとともに、地方公共団体の若者支援施策と連携して事業を効果的に実施できると見込まれる団体である。		/ 35点	0点 / 35点 ※1
(6) ハローワークとの連携体制	事業の実施にあたり、地域のハローワークとの連携が見込まれる。		/ 10点	0点 / 10点 ※1
5 業務従事予定者の経験・能力		0点 / 15点	0点 / 25点	0点 / 40点
(1) 総括コーディネーターの配置	サポステ事業を総括する管理能力を有した職員を総括コーディネーターとして配置している。	/ 15点		0点 / 15点 ※2
(2) キャリアコンサルタント有資格者の配置	総括コーディネーター又は相談支援を行う者のうち、キャリアコンサルタント有資格者を1名以上配置している。		/ 5点	0点 / 5点 ※2
(3) 相談支援体制	相談支援業務の長い経験を有する職員を配置している。また、キャリアコンサルタントに限らず、様々な資格を有するなど、多様な専門性を有する職員を配置し、利用者の幅広いニーズに対応できる支援体制としている。		/ 10点	0点 / 10点 ※1
(3) 質の向上のための取組	事業の円滑・効果的な実施に向けて、スタッフの質の向上を図るための取組が行われている。		/ 10点	0点 / 10点 ※1
6 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標 ※ 下記のいずれかに該当するか(複数該当する場合は、最も配点が高い区分により加点する) ※ 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。		0点 / 0点	0点 / 15点	0点 / 15点 ※2
(1) 女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業)	行動計画を策定しているか。 1段階目(認定基準5つのうち1～2つが○となっているか) 2段階目(認定基準5つのうち3～4つが○となっているか) 3段階目(認定基準5つすべてが○となっているか) プラチナえるぼしの認定を受けているか。		/ 3点 / 6点 / 9点 / 12点 / 15点	0点 / 3点 0点 / 6点 0点 / 9点 0点 / 12点 0点 / 15点
(2) 次世代法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)	くるみん(平成29年3月31日までの基準)の認定を受けているか。 トライくるみんの認定を受けているか。 くるみん(平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準)の認定を受けているか。 くるみん(令和4年4月1日以降の基準)の認定を受けているか。 プラチナくるみんの認定を受けているか。		/ 6点 / 9点 / 9点 / 9点 / 15点	0点 / 6点 0点 / 9点 0点 / 9点 0点 / 9点 0点 / 15点
(3) 若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)	ユースエールの認定を受けているか。		/ 6点	0点 / 6点
7 質上げの実施の表明した企業等に係る指標		0点 / 0点	0点 / 15点	0点 / 15点 ※2
【大企業の場合】	事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。		/ 15点	0点 / 15点
【中小企業等の場合】	事業年度(もしくは暦年)において、対前年度比(もしくは対前年比)で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。		/ 15点	0点 / 15点
合 計		0点 / 54点	0点 / 246点	0点 / 300点

※1 価格と同等に評価できない項目：150点

※2 価格と同等に評価できる項目：150点

(注1) 基礎点(必須)項目は、3段階評価(優れている、普通、劣る)をする。

基礎点(必須)項目が、1項目でも0点となった場合は、その応募者は不合格となる。

15点満点の項目：優れている＝15点、普通＝6点、劣る＝0点

9点満点の項目：優れている＝9点、普通＝3点、劣る＝0点

6点満点の項目：優れている＝6点、普通＝2点、劣る＝0点

(注2) 加点(任意)項目は、5段階評価(特に優れている、優れている、普通、やや劣る、劣る)とする。

35点満点の項目：特に優れている＝35点、優れている＝21点、普通＝14点、やや劣る＝7点、劣る＝0点

20点満点の項目：特に優れている＝20点、優れている＝12点、普通＝8点、やや劣る＝4点、劣る＝0点

15点満点の項目：特に優れている＝15点、優れている＝9点、普通＝6点、やや劣る＝3点、劣る＝0点

10点満点の項目：特に優れている＝10点、優れている＝6点、普通＝4点、やや劣る＝2点、劣る＝0点

6点満点の項目：特に優れている＝6点、優れている＝4点、普通＝2点、やや劣る＝1点、劣る＝0点

5点満点の項目：特に優れている＝5点、優れている＝3点、普通＝2点、やや劣る＝1点、劣る＝0点

令和5・6年度地域若者サポートステーション事業に係る 提案書技術審査委員会設置要綱

1 目的

「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業」の一般競争入札（総合評価落札方式）を実施するに当たり、次のとおり「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業」に関し、応札者の提案を総合評価基準に照らし厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果、落札者としてふさわしい提案を行った応札者を契約担当官等に報告する。

なお、契約担当官等への報告は、「令和5・6年度地域若者サポートステーション事業」に係る総合評価審査事務を事務取扱範囲として任命された契約担当官等の一部補助者が行う。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 外部有識者

委員 外部有識者

委員 神奈川労働局内部職員

3 委員会の開催及び運営

委員会は神奈川労働局職業安定部訓練課（室）長が招集及び開催する。

なお、委員会の庶務は、神奈川労働局職業安定部訓練室が処理する。

4 設置期間

令和5年1月16日～令和5年3月31日

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。